

国民年金法

改正のポイント

- ① 平成24年度の国民年金の保険料月額が15,020円から40円減の14,980円となった。
なお、保険料改定率は、0.964となった。
- ② 保険料月額の改正に伴い、保険料の多段階免除制度による保険料の納付額も改正された。
- ③ 保険料月額の改正に伴い、脱退一時金の額が改正された。
- ④ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

改正の概要

- ① 平成24年度の国民年金の保険料月額は、14,980円、保険料改定率は0.964

国民年金の保険料月額は、平成16年度に決められた保険料額に保険料改定率を乗じて得た額である。

具体的には、次の計算式により算出した額となるため、平成24年度の保険料月額は、14,980円となる。

<保険料改定率>

⇒前年度（平成23年度）の保険料改定率×2年前（平成22年）の物価変動率×4年度前（平成19～21年度）の実質賃金変動率

15,540円（国年法第87条第3項）×0.964（←0.984×0.993×0.987）=14,980.56円⇒14,980円

◇物価変動率等で計算された実際の保険料額（16年改正以降）

		前年度 改定率	物価変動率		実質賃金変動率		保険料 改定率	H16年度に 決められた 保険料額	実際の保険 料額
17年度	H17.4 ～ H18.3	—	—		—	—	1.000	13,580	13,580
18年度	H18.4 ～ H19.3	1.000	1.000	0.0%	—	—	1.000	13,860	13,860
19年度	H19.4 ～ H20.3	1.000	0.997	-0.3%	—	—	0.997	14,140	14,100
20年度	H20.4 ～ H21.3	0.997	1.003	0.3%	0.999	-0.1%	0.999	14,420	14,410
21年度	H21.4 ～ H22.3	0.999	1.000	0.0%	0.998	-0.2%	0.997	14,700	14,660
22年度	H22.4 ～ H23.3	0.997	1.014	1.4%	0.997	-0.3%	1.008	14,980	15,100
23年度	H23.4 ～ H24.3	1.008	0.986	-1.4%	0.990	-1.0%	0.984	15,260	15,020
24年度	H24.4 ～ H25.3	0.984	0.993	-0.7%	0.987	-1.3%	0.964	15,540	14,980

② 免除保険料に係る保険料の一部納付額

<一部納付保険料（国年法第90条の2）>

- ・1/4免除期間につき納付が必要となる額（3/4納付）

$$14,980円 - (14,980円 \times 1/4) = 11,235円 \Rightarrow 11,240円$$

- ・半額免除期間につき納付が必要となる額（1/2納付）

$$14,980円 - (14,980円 \times 1/2) = 7,490円 \Rightarrow 7,490円$$

- ・3/4免除期間につき納付が必要となる額（1/4納付）

$$14,980円 - (14,980円 \times 3/4) = 3,745円 \Rightarrow 3,750円$$

※すべて5円未満切り捨て、5円以上は10円に切り上げ

③ 脱退一時金の改定

国民年金の保険料月額改正に伴い、短期在留の外国人に対して支給される脱退一時金の額も次のように改正される。

なお、脱退一時金の額は、保険料月額の2分の1相当額に被保険者期間の月数（6月～36月までの6段階）を乗じて得た額となる。

対象月数	金額
6月以上12月未満	44,940円
12月以上18月未満	89,880円
18月以上24月未満	134,820円
24月以上30月未満	179,760円
30月以上36月未満	224,700円
36月以上	269,640円